

北海道倶知安町 柏木将徳氏

「外国人課税・死亡者課税の実際と海外対応の勘所」の要約

北海道倶知安町には、世界的に有名なスキー場があり、周辺ホテルや飲食店、不動産会社などを運営する外国人あるいは働いている外国人がいる。不動産投資が活発でコンドミニアムが次々と建設されている。コンドミニアム所有者は、ほとんどが外国人であるため、外国人を納税義務者として固定資産税を課税している。海外在住者も多く、平成 29 年度課税分で、外国人所有者が 1,250 件（うち海外在住者が 1070 件）で、約 120 件が納税管理人がついていない。このような状況下、柏木氏は不動産の死亡者課税の海外対応を行ってきた。論文では、外国人課税や死亡者課税の事例について柏木氏の奮闘ぶりを紹介している。

外国人課税問題については、倶知安町は平成 18 年度から外国人所有者への固定資産税の賦課を始めたが、海外在住者に対して公示送達していたため、税金は入ってこなかった。そこで、海外に直接納税通知書を送ろうという考えに至り、平成 19 年度から実施した。法務局で AFFIDAVIT（宣誓供述書）を閲覧し、メモをし、帰庁後にデータを作成した。そのような地道な努力をし、納税通知書の海外送付を実現した。現在の倶知安町の固定資産税の徴収率は、現年で 99%を超えており、このような対応が実を結んでいる。

また、平成 19 年当時、日本には「外国人登録制度」があり、この外国人登録が、帰国してから数か月、遅い人だと 1 年後に閉鎖されていた。当時は今と違う条件だが、条件を満たせば、住民税や国保税が課税されたため、未納のまま帰国する事象が発生していた。そこで、法務省に直接電話をかけ、東京入国管理局につないでもらい、地方税法第 20 条の 11 に基づき、外国人の出入国記録を参考資料として、処分停止や課税に活用した。

死亡者課税問題については、平成 21 年当時の倶知安町では代表者のみへの課税が行われていた。賦課替えが必要になることを知り、課税担当と徴収担当の協力体制を敷き、相続人全員に納税通知書を送り、督促状も全員に送ることで、相続人全員への対応が可能になった。平成 22 年度に海外対応の死亡者課税案件に遭遇した。この案件は、不動産所有者（被相続人）は、昭和 32 年に死亡しており、相続人が 34 人もいた。日本国籍のブラジル在住者が 3 人、ブラジル帰化者が 1 人、相続人でブラジル在住時に亡くなった人がおり、この人にはブラジル人の妻がいた。推定相続人のうち 5 人がブラジル在住だった。不動産の相続登記には、戸籍と住所証明（戸籍の附票など）が必要であり、外務省への国外在留に関する調査を行って対応した。平成 28 年度に法務省から「現存戸籍で登記してよい」という通達が出され、廃棄された戸籍がなくとも相続登記をすることが可能となった。

柏木氏は、外国人課税については、国の支援が必要な段階にきていると懸念しており、課税要件を見直すか、条約等で調査権を付与してもらいたいと考えている。「全国で問題になっている死亡者課税問題の解消にも海外での氏名・所在の調査は必須になってきている。職権で調査できるような法整備を提案したい」と述べている。